

別紙: 待期期間の考え方

待期期間は、労務不能(療養のために労務に就くことができなくなった状態)となった期間のうち、**最初の勤務予定日から起算して3日間**で待期が完成します。

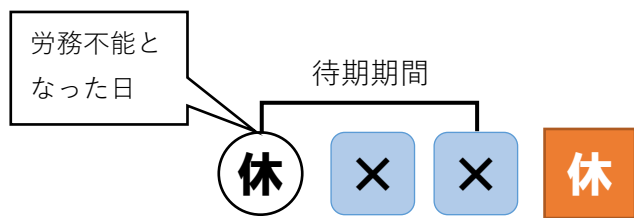
凡例

休 勤務予定日だったが休んだ日

× 勤務予定日ではなかった日

休 勤務予定日だったが療養のために休んだ日 (傷病手当金対象日)

① 労務不能となった(発症した)初日が勤務予定日だった場合



② 労務不能となった(発症した)初日が勤務予定日でない場合

